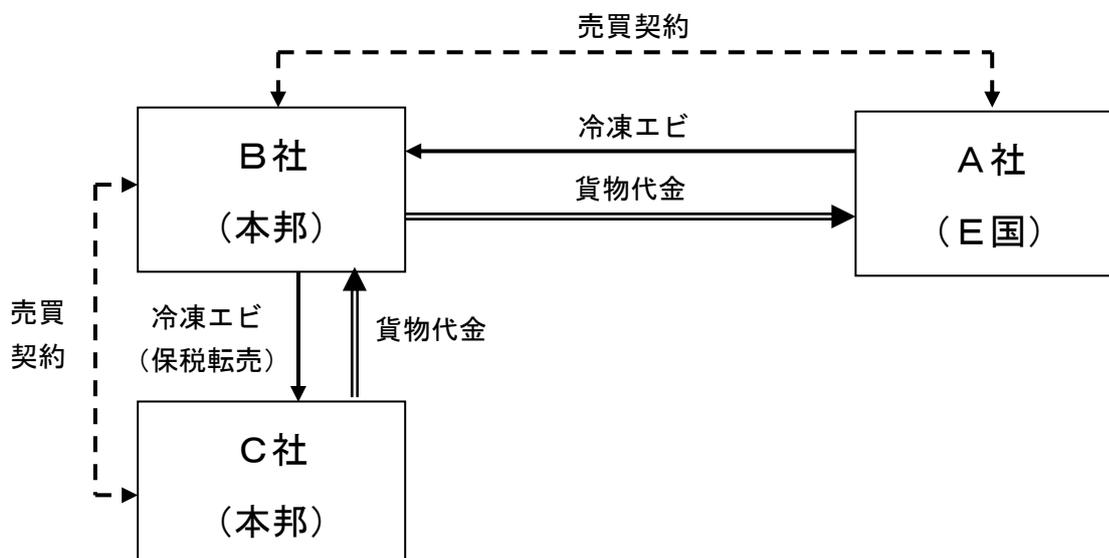


3. 保税蔵置中に転売された場合の「輸入取引」の認定



【照会要旨】

当社（C社）は、本邦所在のB社から保税蔵置中の冷凍エビを購入（輸入）します。
この輸入貨物は、B社が本邦に到着させるためにE国所在のA社と締結した売買契約により、本邦に到着したものです。

E国から本邦へ輸出される貨物の数量、価格、納期、指定港等の具体的事項については、B社がA社との間で締結する売買契約によって取り決められ、本邦到着後においては、B社の所有権及び危険負担の下に指定保税地域内の倉庫に蔵置されます。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、B社とA社との売買、B社と当社の売買のいずれの売買が、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められますか。

【回答要旨】

上記の取引において、B社とA社との売買が、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当すると認められます。

（理由）

「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実とその貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買が該当します。

上記の取引において、B社とA社の売買が貨物を本邦に到着させることを目的として行われており、また、この売買により現実にその貨物が本邦に到着していると認められますので、B社とA社との売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」になります。

なお、貴社（C社）とB社との売買は、本邦到着後の「国内取引」であり、輸入取引には該当しません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-1(1)、(2)ハ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）